

監査品質のマネジメントに関する年次報告書
2024 年度

監査法人グラヴィタス

監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024 年度

1. 【監査品質向上に向けた取組及び事務所概要について】

<(1)監査事務所の最高責任者からのメッセージ>

監査法人グラヴィタス

最高経営責任者 木田 稔

会計監査は、企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラであると認識しております。

当監査法人は、監査の社会的責務を認識し、地方の中小監査法人の使命である中規模上場会社及び公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人等のパブリック・セクターの監査需要に対応することを使命としております。同時に、監査に従事することを希望する公認会計士の育成のため、公認会計士試験合格者の安定的な採用活動と監査従事者の必要な知識や能力と実務経験を有した高品質な監査を実現できる人材の育成を目標に掲げております。

最高経営責任者として監査の品質管理の重要性を認識し、業務管理体制の確立に注力するとともに、品質管理重視の姿勢が事務所内の風土として定着するように留意しております。職業倫理の遵守の重要性、すなわち法人の各構成員が日本経済における重要な役割を担っているという意識をもって監査業務にあたるべき旨、代表者自らが、社員及び職員で構成される品質管理会議等で繰り返し周知しております。

監査法人の設立以来、監査の品質管理体制の確立に最高経営責任者が深く関与しており、職業倫理に関する規定の遵守、職業的専門家としての能力の向上、適切な監査業務の実施を組織的に実施するため、特に以下の対応を行ってきました。

- 監査の品質管理を重視し、監査法人設立当初から、専任の品質管理責任者（社員）を選任し、品質管理体制の整備・運用状況を把握するとともに、対応が必要な場合は適切な指示がなされるように配慮しております。
- 日本公認会計士協会等の資料を参考に諸規程や監査ツールの整備に取り組み、監査の質の維持・向上に努めてまいります。
- 比較的小規模な組織であるため、社員及び職員で構成される品質管理会議や社員会だけでなく、社員及び職員が監査上の問題点や監査対象先の環境の変化について日常的に話し合い、情報の共有が円滑になされるように環境を整備するとともに、品質管理の方針が事務所内で周知徹底されるように配慮いたします。

- 現在監査を実施している中規模の上場企業や公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人等のパブリック・セクターに対して、高品質な監査を適正な監査報酬で提供し、監査需要に対応します。
- 安定的な採用活動を行うとともに必要な知識や能力、経験を有した監査従事者の育成を行っていきます。

中長期的な方針（ビジネスモデル）としましては、現在の経営方針を継続し、監査の品質の向上と維持を図るとともに安定的に経営をおこなうことを課題としております。

<(2)事務所概要>

当監査法人は、以下の業務を行なうことを目的とします。

1. 財務書類の監査又は証明の業務
2. 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

（沿革）

財務書類の監査又は証明の業務を目的とし、平成 18 年 12 月 20 日設立。

平成 20 年 5 月 14 日に定款変更し、公認会計士法第 2 条第 2 項に規定する業務を行うことを目的に追加。

平成 26 年 7 月 1 日付で大同監査法人を吸収合併し、従たる事務所として大阪事務所を設置。

（経営の基本方針）

経営の基本方針として「3つの High-quality」の概念を提唱し、行動指針とし、継続的改善に努めています。

High-quality Services

私たちは高品質のサービスの提供を最重要課題とする。

High-quality Groups

私たちは高品質の専門家集団を構成し、組織的・戦略的・効率的に行動する。

High-quality Members

私たちは高品質の知識と技術を習得し、更なる飛躍のための自己研鑽に努める。

品質目標として、以下を掲げております。

- ・ 高水準な品質の実現

業務の社会的責務を認識し、正確・迅速・適法を厳守し、サービスの仕様や納期などの基本的事項を大切にする。

- ・ 組織の活性化と効率化

担当する職務の機能と責任を理解し、チームワークを大切に業務に取り組むとともに、業務の効率化のために努力します。

- ・必要なスキルの認識と取得

担当する職務に必要な知識や技術を認識しその獲得をするとともに、全員が専門家であることを自覚し、能力向上のための継続的な努力をします。

- ・品質方針の徹底

「3つの High-quality」の概念の理解を深め、全員の行動指針となるように徹底します。

(名称の由来)

グラヴィタス (Gravitas) とは、ラテン語で、(万有) 引力を語源とし、厳粛な態度を示す語句として使われています。

私どもは、めまぐるしく変貌する経営環境や会計諸規則に速やかに対応すると同時に、会計監査の社会的使命を自覚し、専門家としての高いレベルでの独立性を維持し、厳粛な態度で監査サービスを提供することを使命と考えております。

(構成人員)

社員 10 名

公認会計士 6 名

試験合格者 2 名

非常勤補助者※ 14 名

※学校法人及び社会福祉法人監査

2. 【経営管理の状況等】

<(1)品質管理基盤>

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、社員会の代表者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負います。

社員会は、全ての監査業務において監査業務の品質が優先されるということを認識し、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させます。営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないよう各管理者の責任を定め、品質管理の方針及び手続の整備や文書化、並びにその支援を行うために十分な資源を用意します。

品質管理責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を維持し、品質管理上の問題を識別、理解して、適切な方針及び手続を定めます。不正リスクに関する品質管理の責任者は品質管理責任者とします。

監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負います。

専門要員は、業務を実施するに当たって、「職業的専門家としての基準及び適用される法令等」を遵守しなければならないが、当法人は、当該法令遵守のため品質管理のシステムを整備し運用します。社員会は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示します。

当法人は、合議により審査会にて審査を実施し、品質管理システムの監視を適時に実施しております。

なお、「職業的専門家としての基準及び適用される法令等」は、監査基準・不正リスク対応基準（法令により準拠が求められている場合）・監査基準報告書・監査に関する品質管理基準・品質管理基準報告書、公認会計士法・同施行令・同施行規則、金融商品取引法、会社法、日本公認会計士協会が公表する会則・倫理規則・報告書・実務指針・通達その他から構成されます。

（2）業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保

（職業倫理）

当法人は、当法人及び専門要員が、関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。監査責任者は、当法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、専門職員がこれを遵守していることを確かめ、監査チームのメンバーが職業倫理に関する規定を遵守していないことに気付いたときには、専門的な見解の問合せを行うなどの適切な対応をとります。

（独立性）

当法人は、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めます。品質管理責任者は、当法人及び専門要員が、独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定の時期及び必要となる時点において、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査します。監査責任者は、当法人の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守するとともに、監査チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめます。監査責任者は、関与した会計期間及び翌会計期間の終了する日までの間は、当該監査関与先（連結会社等を含む。）の役員又はこれに準ずるものに就任しません。

（ローテーションの方針及び手続）

当法人は、監査業務の監査責任者等の長期間の関与に関して、方針及び手続を次のように定めています。

- i. 大会社等の監査業務については、監査責任者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付ける。
- ii. 大会社等以外で当法人が定める監査業務の主要な担当者が、長期間にわたって継続して同一の監査業務に従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定する。セーフガードの必要性を決定するにあたっては、社会的影響の程度も考慮した上で、当法人の方針に従って判断する。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を定めます。業務を実施するための適性及び能力（時間及び人的資源等）を有し、職業倫理に関する規定の遵守が可能であり、関与先の誠実性に問題がない場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行います。契約の更新を決定する際には、当年度又は過年度における監査業務の実施中に生じた重要な事項と、それらが契約の更新に与える影響を考慮します。

契約の締結を辞退する原因となるような情報を契約の締結後に入手した場合、当法人及び監査責任者は必要な対応をとります。当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のよう定めます。

- i. 不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。
- ii. 新規の締結時及び更新時はリスクの程度に応じて、審査会が指名する適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育・訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員は、その行動と姿勢を通じて監査の品質向上に寄与し、その役割を果たすための適切な能力を開発及び維持する義務を負います。社員の報酬は、各社員の行動や姿勢、能力等の評価に基づき社員会が決定し、品質目標の達成とは整合しない財務や営業の事項を優先しないこととします。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるよう、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人事に関する方針及び手続を定めます。

専門要員の採用の手続を効果的に定め、業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適

切な資質をもった誠実な人材を採用することに配慮します。専門要員に必要とされる適性や能力を維持、開発するため、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供します。全ての専門要員は、必要な継続的専門研修を履修し、品質管理責任者に報告します。専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いることとします。社員会は、専門要員の評価を行い、報酬及び昇進を決定します。

監査責任者の選任に関しては、その職責を果たすための適切な適性、能力及び権限を有し、十分な時間を確保できること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守して監査業務を実施できることを確かめます。監査チームのメンバーの選任と必要とされる監督の程度の決定においては、監査業務の理解の程度、実務経験、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する理解、ITの知識及び会計又は監査の特定の領域を含む適切な専門的知識、関与先が属する産業に関する知識及び適切な専門的知識及び職業的専門家としての判断能力並びに当法人の定める品質管理に関する方針及び手続についての理解を検討します。

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供します。

④ 業務の実施及び審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めます。判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合には、監査チームのメンバーは、速やかに監査責任者に報告します。監査責任者は、報告された事項を、監査チームの他のメンバーとも討議して検討します。また、当該事項を審査会に事前に相談し、必要あるときは、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討します。専門的な見解の問合せは、監査調書に十分かつ詳細に記載し、必要に応じ、依頼者と助言者の双方が確認します。

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討します。監査責任者は、監査チームがこの手続を適切に実施する責任を負います。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査会との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定めています。専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化します。監査報告書は、監査上の判断の相違が解

決しない限り発行しません。監査チームは、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、該当する場合、監査責任者と審査会との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに監査責任者又は品質管理責任者に報告します。監査責任者又は品質管理責任者は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取ります。監査チームのメンバーは、監査上の判断の相違の生じるおそれのある事項を認識した場合には、速やかに、監査責任者に報告するとともに、適時に、監査責任者は審査会に事前相談を行います。監査責任者と審査会との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決します。

監査責任者は、監査上の判断の相違が生じた事項やそれが十分に予測される事項に関して、監査チームのメンバーが監査責任者又は当法人内の他の適切な者に報告することができ、これによって不当な取扱いを受けることはないということを適時に監査チームのメンバーに伝達します。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当法人は、合議制による審査会において監査業務に係る審査を実施し、全ての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行います。監査計画の審査とは、監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うものです。監査意見の審査とは、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために行うものです。

当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降とします。監査責任者は、監査中に識別した重要な事項（審査中に識別されたものを含む。）について審査会と討議し、審査が完了した日以降を監査報告書日とします。

審査は、通常、重要な事項についての監査責任者との討議、財務諸表や内部統制報告書と監査報告書案の検討（特に監査意見についての十分な検討）及び監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討により行われます。審査会は、合議制による審査を監査計画の策定から監査意見の形成まで一貫してかつ適時に実施します。

審査委員の選任に当たっては、必要な知識、経験、能力、職位等の監査業務の審査を行うために必要とされる資格、客観性を損なうことなく業務に関して専門的な見解の問合せの助言を行うことができる程度、職業倫理に関する規定で要求される独立性を考慮して、その適格性を検討します。審査委員には、監査責任者として審査対象監査業務を担当できる程度の十分かつ適切な経験と権限を有する者であり、当法人の社員かつ公認会計士の資格取得後、5年以上の監査実務経験を有する者を選任します。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審査会が審査において評価する重要な事項や監査チームが行った重要な判断には、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断が含ま

れます。不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、審査会は、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討します。不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査委員を選任します。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には社員会で審査を実施します。

監査責任者は、当法人の定める方針及び手続に従って審査委員が選任されていることを確かめます。監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」が適用となる場合、監査報告書案が適切であるかどうかの検討には以下を含めます。

- i. 報告すべき監査上の主要な検討事項が監査報告書案に記載されているかどうか。
- ii. 監査基準報告書 701 に基づき監査上の主要な検討事項を記載しない場合、記載しないことが適切かどうか。
- iii. 報告すべき監査上の主要な検討事項がない場合、企業及び監査に関する事実及び状況を踏まえてそれが適切かどうか。

監査報告書案の検討には監査上の主要な検討事項の表現方法の検討も含むものとする。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めます。監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめます。ただし、実施した作業の関連性から、金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査の監査調書や、連結財務諸表に関する監査と個別財務諸表に関する監査の監査調書を一つの監査ファイルとしてまとめます。監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日（監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書日）から、60 日を超えないものとします。当法人は、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保します。監査チームは、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならず、したがって、監査調書に記録された秘密の保持のため、正当な理由なく監査調書の全部又は一部を他に示してはならない旨定めています。また、特に個人情報保護することに関連する法令等に留意します。監査調書は、当法人の方針及び手続に従わない追加、変更や削除により、又は媒体の消失や破損により、監査調書に記載された情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が、阻害されることがあります。そこで、監査調書の作成、変更又は査閲の履歴を明確にし、監査計画や監査の実施などの各段階において情報を保全します。当法人の方針及び手続に従わない監査調書の変更等を防止するとともに、監査チームやその他の正当な権限を有する者に

対し、業務上の必要に応じた監査調書へのアクセスの権限を付与します。監査調書は10年間保存し、監査ファイルの最終的な整理が完了した後、その保存期間が終了するまでは、いかなる監査調書であっても、削除又は廃棄してはならないこととします。保存年限が到来した監査調書は、監査関与先のリスク等を勘案の上、監査責任者は、品質管理責任者の承認を得て、廃棄するか、保存年限を延長するかを決定します。当法人は、監査ファイルの最終的な整理の完了後における監査調書の変更又は追加の履歴を明確にするとともに、品質管理レビューやその他の目的で、当法人外の権限を有する者が監査調書を閲覧できるようにします。監査調書は、本規程に定める期間を保有した後は、保存期限を延長したものを除き、品質管理責任者の承認を得て、速やかに廃棄手続をとります。

オ. その他

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書、実務指針に準拠し、実務ガイダンス等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を品質管理規程及び監査マニュアルとして定めます。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含めます。当法人は、以下の方針及び手続を通じて監査業務の実施における品質の保持を図ります。

監査責任者は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を自ら遵守するとともに、その遵守を監査チームのメンバーに指示します。監査チームのメンバーに対し適切な指示及び監督を行い、適時に監査調書を査閲し、必要と認める場合、追加手続を指示します。実施した作業に関する適切な監査調書が作成され、査閲の時期と範囲に関して適切に記録されていることを確認します。実施した作業及びその過程で行った重要な判断及び発行される監査報告書の様式を検討します。

品質管理責任者は、監査業務の実施に関する全ての方針及び手続を適宜更新し、社員会の承認を得て、品質管理規程等に反映します。不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督する責任を負うとともに、監査調書を査閲する責任を負います。また、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項を適切に伝達し、監査責任者は、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項の伝達が行われていることを確かめます。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が、適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するため、品質管理のシステムの

監視に関するプロセスを定めています。

上記プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視（以下「日常的監視」という。）及び評価を含みます。また、監査責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに一つの完了した監査業務の定期的な検証（以下「定期的な検証」という。）を含みます。当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況を、定期的な検証により確かめます。

すなわち、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめます。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、速やかな是正措置が必要である組織的、反復的又はその他の重要な不備が判明した場合には、品質管理責任者は、改善を要する事項を検討し、適切な措置をとります。品質管理責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達します。監査責任者等は、それぞれの権限と責任に応じて、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施します。品質管理責任者は、少なくとも年に一度、品質管理のシステムの監視の結果を、社員会に伝達するとともに、品質管理のシステムの監視に関する事項を適切に文書化します。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置の責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は、以下の責任を当法人内部で割り当てる。

(1) 品質管理システムに関する最高責任

当法人においては最高経営責任者が担う。

(2) 品質管理システムの整備及び運用に関する責任

当法人においては品質管理責任者が担う。

(3) 品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任

これには以下の運用に関する責任を含める。

① 独立性に係る要求事項の遵守

② モニタリング及び改善プロセス

当法人においては品質管理責任者が担う。

当法人は、責任を割り当てる際に、その者が以下の要件を満たすかどうかを判断する。

(1) 適切な経験、知識、影響力及び当法人内の権限を有し、かつ割り当てられた責任を果たすための十分な時間を有すること。

(2) 割り当てられた役割及び当該役割の遂行について説明責任を負う旨を理解している

こと。

当法人における不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を割り当てられた者とする。当法人は、品質管理システムの運用、独立性に係る要求事項の遵守の運用並びにモニタリング及び改善プロセスの運用について責任を割り当てられた者が、品質管理システムに関する最高責任者に対して直接報告することができる体制を整備しなければならない。当法人においては、年に一度、社員会で結果を報告するものとする。

品質管理システムに関する最高責任者、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者は、品基報第1号の目的を理解し、要求事項を適切に適用するために、適用指針を含め、品基報第1号を理解する。

⑦ その他

当法人は、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定め、不服と疑義の申立てを受け付ける担当責任者を選任し、必要に応じ適切に文書化します。不服と疑義の申立ての調査において、品質管理の方針及び手続の整備及び運用に関する不備が発見された場合、又は一人若しくは複数の者が品質管理のシステムに準拠していないことが発見された場合には、品質管理責任者は、適切な是正措置を講じます。また、この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定めます。

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するため、不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付け、当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達します。

監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理責任者に書面又は電磁的記録で報告します。

<(2)組織・ガバナンス基盤>

当監査法人における実効的なマネジメント機関は、社員全員で構成される社員会です。社員会は、監査実務に精通することとあわせて、経営管理に関する知見を有する社員により構成されています。社員会は概ね月1回程度開催し、契約の協議、規程の改訂及び品質管理に関する報告等を実施し、内容について社員会議事録を作成し保存しております。

監査従事者が参加する品質管理会議を定期的に行い、品質管理に関する事項を連絡、協議、研修しています。また、専任の品質管理責任者（社員）を選任しております。

平成26年7月に大阪を本部とした大同監査法人与合併し、その結果、従たる事務所として大阪事務所を設置しております。法人としての一体運営をすすめ、社員会及び品質管理会議に大阪事務所のメンバーも参加し、監査法人全体の監査の品質向上について協議しております。

また、合議制による審査会にて審査を実施しており、大阪事務所のメンバーも審査会に参加することで相互牽制等適切な業務運営が実施されているものと考えております。

<(3)人的基盤>

- ① 社員につきましては、内部からの昇進を基本として、他の監査法人等で経験を経た公認会計士等の外部からの採用により行います。社員登用につきましては、社員会にて勤務態度、経験及び実力等を総合的に検討し決定しております。社員の評価につきましては、監査実施者に対する指導を含む監査業務の遂行能力や職業倫理の遵守に加え、勤務態度や経験で判断しております。当法人では特段の積極的な営業活動は行っておりませんので、営業成績による評価はしていません。
- ② 職員に関しては、安定的な採用活動を行います。必要な知識や能力及び実務経験を有した監査従事者の育成を行うとともに、経験豊富な公認会計士の採用を実施します。職員の評価につきましては、監査業務の遂行能力や職業倫理の遵守に加え、勤務態度や経験で判断しております。①と同様に、営業成績による評価はしていません。
- ③ 構成員に十分な業務実施時間及び研修時間を提供しております。被監査会社の状況や監査業務の進捗状況等について、監査法人内で日常的にコミュニケーションを実施し、意見交換や情報共有がスムーズに行われる風通しの良い職場を目指しております。

<(4) IT 基盤>

上場会社につきましては、2024 年 4 月開始事業年度より電子監査調書システムを導入しております。

被監査会社とのデータのやり取りにつきましては、セキュリティを配慮しクラウドサービスを利用しております。

業務には貸与 P C 以外の P C の利用を禁じており、P C 起動時のパスワードを設定しております。監査調書のデータは監査法人内部のものだけがアクセスできるサーバーに保存するとともに、定期的にバックアップを実施しております。

また、情報セキュリティ担当者が P C のモニタリングを実施するとともに、監査チームのメンバーからデータ消去確認書を受領しております。

今後、IT による業務効率化の推進を進めていきたいと考えております。

<(5)財務基盤>

健全な財政基盤のもとバランスのとれた経営を目指しており、収益に関して具体的な数値目標は立てておりません。

現在、積極的な営業活動は行っておりませんが、新規の監査の問合せがある際には、経営者との面談等や誠実性に関する情報の収集、資料の十分な検討、前任監査人へのヒヤリング等を慎重に行い、当法人の監査資源の有無を慎重に判断したうえ、社員会で審議を行っております。高度かつ専門的な知識を必要とする金融機関の監査業務やリスクの高い監査業務については受嘱いたしません。

2024 年度における当監査法人の業務収入に占める最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度は 5%程度であり、15%ルールに抵触いたしません。

<(6)国際対応基盤について>

当監査法人は、Baker Tilly International の我が国におけるメンバーファームであり、国際的な監査、会計に関する情報の収集を目的に、19 年 10 月 30 日に加盟いたしました。各国のメンバーファームは、Baker Tilly International とは人的・資金的・経済的に独立しています。Baker Tilly International に加盟するそれぞれ独立した会計事務所は、提供するサービスの品質向上に努めることにより相互の価値を高めることとされています。

(Baker Tilly International の概要)

本部の所在地 英国ロンドン

メンバーファーム 698 事務所

加入監査事務所の所在国数 143 都市

(別紙)

【監査法人のガバナンス・コードの適用状況】